九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ルー商会文書の為替手形 : 18世紀金融技術の基礎研究

深沢, 克己

https://doi.org/10.15017/1936953

出版情報：史淵. 131, pp.17-45, 1994-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

ルー商会文書の為替手形

― 18世紀金融技術の基礎研究 ―

深　沢　克　己

序

われわれの知る現代世界においては、両替や為替は銀行業務の限られた一部分を構成するに過ぎない。「投機筋」を別にすれば、為替は主として輸出入業者に関わり、両替は海外旅行者に必要な程度であろう。しかしベルギー出身の経済史家レイモンド・ド・ルーヴァがみごとに解明し[1]、その後の研究者が一致して認めるところでは、過去数世紀間の事情は大きく異なっていた。すなわち中世から近世にかけて、「銀行」（伊 banca または banco、仏 banque）と「為替・両替」（伊 cambio、仏 change）とは事実上同義であり、貨幣の取引は大部分この後者の形態で行われていたのである。ヨーロッパ銀行業がこのように特殊な形態を帯びた主要な原因は、中世盛期にその権威を確立するカトリック教会の態度であった。カトリックの教理と教会法が、「徴利」（usura）すなわち利子徴収を伴う貨幣貸付を原則的に禁止した結果[2]、キリスト者の良心に恥じない合法的な活動分野として、為替と両替が残されたからである。ド・ルーヴァによれば、中世の銀行業はここから二つの系譜に分かれて発達する。まず両替業は、当時の貨幣制度の複雑さと流通貨幣の種類の多さとのために特別に重要であったが、この現金すなわち金属貨幣を取り扱う両替業務から、やがて預金・振替銀行が発生し、1401年のバルセロナ市立銀行（Taula de Cambis）の創設を嚆矢とする一連の公立銀行の形成にいたる。これに対して為替に表現される請求権の取引は、国際的遠隔地商業の発達と密接に結びつき、一般に商品取引と為替手形の売買とを同時に営む「商人＝銀行業者」

(marchands-banquiers) をその持続的な担い手とする。活動範囲から考えれば、前者は「局地銀行」であり、後者は「国際銀行」として定義される。

もちろんこの両者は相互に無関係な領域ではない。中世末期のフィレンツェでは大規模な商事会社が為替取引と同時に両替・預金銀行をも営んでいたし、16世紀のカスティーリャでは、為替手形の支払いの大部分が両替商の口座間振替によって実行された[3]。しかしそれにもかかわらず両者の概念的区別が重要であることは、1716年に設立された「一般銀行」(Banque générale) の機能を説明するジョン・ローの論述によっても明らかである。すなわち彼によれば、銀行業には市場から市場へと貨幣を移転させる私営銀行と、振替業務によって同じ都市内部での支払いを簡便化する公立銀行とがあり、「一般銀行」は銀行券の発行によって両者の機能を統合すべき機関であった[4]。ところで15世紀末以降のフランスでは両替業および私営預金銀行の衰退が著しく、パリの「両替橋」はしだいに帽子屋や人形作りに占領されていた。そしてイタリアやオランダの諸都市が、同様の危機を経て公立預金・振替銀行を発達させたのに対して、フランスでは公立銀行の設立はついに実現されず、ローによる発券銀行の試みもまた挫折した[5]。以上の経緯から、この国では銀行預金の観念が事実上欠如し、銀行はもっぱら為替取引と同一視されるようになった。例えば18世紀前半に刊行されたサヴァリの『商業辞典』は、「銀行」の定義として「為替手形を用いて、市場から市場へ、ひとつの都市から別の都市へ、取引先や代理業者をつうじて移転させる貨幣の取引」と記述しているが、これは「為替」に与えられた定義と全く同一である[6]。

要するに中世から近世にかけての貨幣市場は、為替手形を主要な技術的手段として成立し発達した。ところでこの技術は、長い間「忘れられた技術」(ド・ルーヴァ) であり、特にそれが複雑な専門知識を要求するために、歴史家には近づきにくい分野であった。それゆえこの分野の研究に先鞭をつけたのは、むしろ法制史の専門家たちであり，近世フランスの為替手形制度を研究したアンリ・レヴィ＝ブリュルの場合はその一例である[7]。しかし彼らが問題の法的側面について多くの知識をもたらしたとしても、その経済的内容についての理解は

不充分であり、時には誤解も含まれていた。対象の経済的分析を深めることができたのは、例えばフランスのアンドレ＝エミル・サイユのように[8]、時に実業生活の経験をもつ経済史家であった。そしてとりわけ公認会計士の資格をもち、銀行と海運会社に勤務したド・ルーヴァの諸研究が、多くの点について定説を確立し、今日の歴史認識に基礎を与えたのである[9]。ただしド・ルーヴァの主要な研究対象は中世後期と近世初頭に置かれ、それ以降の時代については史料上の裏付けが必ずしも充分ではなく、大まかな見通しを述べるにとどまっている。16世紀後半についてはカスティーリャのルイス文書を研究したアンリ・ラペールが適切な批判的補足を行なっているが[10]、18世紀に関しては、これに劣らず豊かな史料であるマルセイユのルー商会文書を用いて、シャルル・カリエール、マルセル・クルデュリエその他の歴史家が独自の研究を行なっている[11]。この「マルセイユ学派」の研究成果をふまえ、わたくし自身によるルー商会文書の若干の考察を加えて、18世紀の為替手形の基礎研究を行なうことが本稿の目的である。

Ⅰ．史料

今日マルセイユ商工会議所古文書館に保管されている「ルー商会文書」（fonds Roux）は、書類総数12万部を越える厖大な史料体を構成する。この文書が発見された経緯は次のとおりである。1940年にドイツ軍の爆撃の脅威が迫った時、マルセイユ郊外のラ・セルヴィエール（La Servières）の館から古い書類を入れた箱や包みが運び出された。廃品回収業者に引き渡されたこれらの書類の大部分は粉砕機に送られたが、幸運にもある事情通がこれを見つけ、主要部分を買い戻した。彼は1953年にそれを商工会議所に再譲渡し、ここにルー商会の実務書類が日の目を見ることになった。ただし彼の買い戻した書類の一部はすでにパリで競売にかけられ、複数の古文書商の手に渡っていたので、商工会議所はそれらを再び買い戻すために長年の努力を重ねた。こうして1964年に一応の分類が終わり、翌年には文書目録が刊行されたのである[12]。その後カリエールを始めとする多くの歴史研究者がルー商会文書を利用したが、彼らの研

究が一段落したかに見えた1980年代後半に再び大量の書類が発見された。わたくしが1989年夏に同会議所を訪れた時には、それらは未分類の状態で保管されていたが、古文書館長の好意で参照することができた。つまりルー商会文書は依然として「開かれた」史料体なのである。

ルー一族はマルセイユ実業界を代表する貿易商人の家族のひとつであり、彼らの設立した商事会社は1728年から1843年まで三代にわたって経営された（図表１）。ただしその活動の最盛期は革命以前にあり、この時期の取引関係はヨーロッパと地中海沿岸の全域、および西インド植民地に及んだ。また伝統的な貿易商人の複合的性格を表現して、営業内容は商業、海運、保険、銀行業から構成されていた。残された文書にはこれらの多面的活動が反映しているが、なかでも１万部を越える為替手形の保存は貴重である。これは14世紀トスカーナのダティーニ文書や16世紀カスティーリャのルイス文書に含まれる数千部の手形と並んで、この方面の最も重要な収集であろう。わたくしはマルセイユで一夏

図表１：家系図と商号

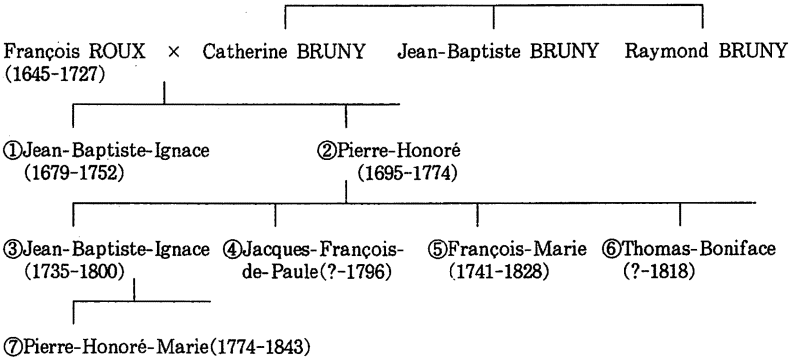

期間	商号	経営者
1728-1743	Jean-Baptiste, Honoré Roux et Cie	①② Raymond Bruny＝出資者
1743-1757	Pierre-Honoré Roux	②
1757-1762	Pierre-Honoré Roux et fils	②③
1762-1800	Roux frères	③④⑤ 1767～＋⑥
1800-1843	Pierre-Honoré Roux	⑦

を過ごした機会に、新たに発見された未分類のものを含めて、1771－1789年分の数千枚の為替手形を参照し、その中からレヴァント貿易に関連する合計422枚の手形の内容を筆写してカード化した[13]。このカードを元にデータ・ベースを作成し、コンピュータを用いて数量的処理をおこなう作業が現在進行中である。作業の目的はオスマン帝国＝ヨーロッパ間の資金流通と国際金融のメカニズムを解明することにあるが、その成果の公表は別稿にゆずり、本稿ではこうして収集した史料を参考にして、為替手形の形態と構成、および技術的・制度的発達について基礎的研究を試みる。もちろんこの種の考察に前例がないわけではない。レヴィ＝ブリュルやド・ルーヴァの諸研究が指針を与えて以後、手形書類を史料に用いた若干の研究者がそれを試みてきた[14]。わたくしはルー商会文書という新しい素材を用いて、同じ対象について独自の考察を試みるのである。

Ⅱ．為替手形の形態と構成

図表２はルー商会文書に含まれる為替手形の一例を複写したものであるが、これは18世紀の手形に共通する形態をよく示している。紙片の右上には差出地と日付が記され、右下には差出人の署名、左下には宛名人の名と所在地が書かれており、一見して書簡の形式であることがわかる。用紙は普通の書簡箋を横長の形に切ったものを用いているが、その大きさは一定していない。無作為に抽出した数枚の寸法を測ると、縦は63～99㎜、横は185～245㎜の間で変動している。共通点は横に細長いことで、ポートフォリオに整理・保管するための最低限の便宜が考慮されている。ただしこの点でも例外は見出され、例えば1789年３月にペルシア湾岸のバスラで振出された手形は、縦207㎜×横159㎜という型破りの寸法をもっている。大小まちまちのこれらの紙片には、有価証券としての特別の外観は認められない。印紙の貼付が義務付けられるのは、共和暦７年（1798年）霧月13日の法律によってである[15]。またわたくしの参照した限りでは、商号や商標を印刷した例は皆無であり、書式の共通部分を印刷する場合でさえも、商号は手書の署名により表わされる。このように一見不確実な体裁をもつ書類によって、巨額の資金が動かされた事実は、今日のわれわれには不思

図表2：為替手形の一例（A.C.C.M., L.IX 72）

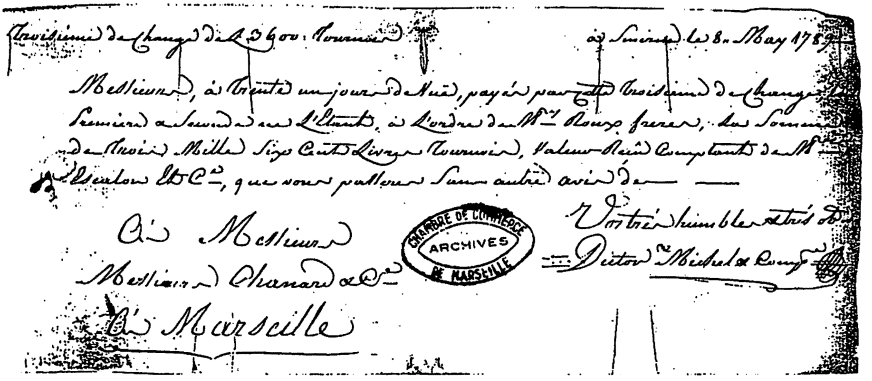

議に見えるかもしれない。しかしそれは当時の商人社会における信用の基礎が、匿名の企業の物的財産にではなく、個人に対する信頼に置かれていた事実をよく表現している。手形の通用を保証するのは、評判の安定した商人の署名が与える信頼感であり（「彼が署名した、これで充分だ」）、それは当時の商事会社の大多数が、いわゆる「人的会社」すなわち合名会社や合資会社の形態を取ったことに照応するのである。[16)]

さて図表2の手形の文面を翻訳すると、およそ次のようになる。

「3600リーヴルの為替手形第三葉　　イズミル、1789年5月8日

第一葉と第二葉が支払われない場合、この第三葉の為替手形により、一覧後31日目に、ルー兄弟様の指図人に対して、3600ルーヴルの金額をお支払いください。同等の価値をエスカロン商会様より現金にて受領しました。本手形と異なる通知のない限り、この支払金額を勘定に御記入ください。

あなたの卑賤にして従順なる僕

（署名）ヴィクトル、ミシェル商会

マルセイユ、シャナール商会様」

ここには手形の取組に必要な四人の人物が登場する。すなわち差出人のヴィクトル、ミシェル商会が「振出人」（tireur）、宛名人のシャナール商会が

図表 3 ：上記手形の組立図

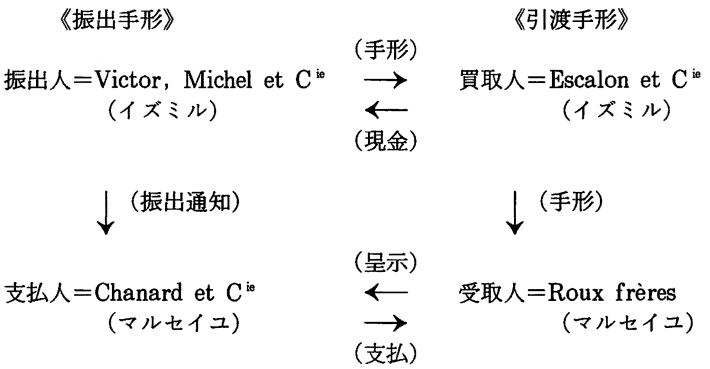

「支払人」（tiré)、エスカロン商会が「買取人」（donneur)、そしてルー兄弟は「受取人」（bénéficiaire）である。振出人と買取人はトルコのイズミルで交渉し、前者の署名した手形を後者が現金で買取り、自ら指定した受取人に宛てて送付する。それと同時に振出人は支払人に振出通知を送る。「異なる通知のない限り」の文言はこれを暗示している。こうして舞台はマルセイユに移り、受取人は支払人に手形を呈示し、後者がこれを引受け、一定の期日に支払を行なう（図表３)。ただし買取人が自分自身を受取人に指定する場合も多く、その場合には手形の文面に「同等の価値を同上様より受領しました」と記される。ところで買取人を除く振出人・支払人・受取人の三者を指し示す上記フランス語の名称は19世紀にようやく確立されたので、それ以前には定まった名称がなく、時には用語上の混乱も見られた[17)]。伝統的な呼称としては、貨幣またはその他の有価物を「与える人」（伊 datore、仏 donneur）と「取る人」（伊 prenditore、仏 preneur）というのがあり、前者はそのまま買取人の意味に定着したが、ド・ルーヴァの説に従えば、後者は始めは振出人を意味したのに、17世紀以降は受取人を意味するようになった[17bis)]。

以上の法的基礎概念に加えて、経済的または歴史的分析のために重要なのは「振出手形」（traite）と「引渡手形」（remise）との区別である。前者は支

払のために振出された手形を、後者は受取のために引渡された手形を意味し[18]、今日の「支払手形」と「受取手形」の区別にほぼ対応する。すなわち同一の手形が振出人と支払人にとっては振出手形になり、買取人と受取人にとっては引渡手形になるのである。この区別が当事者にとって重要であるのは、帳簿上の記入勘定がまったく異なるからである。しかし社会経済的な観点から見れば、それは二つの異なる取引関係と商業回路の区別を表現している。末尾の「勘定に御記入ください」の文言が示すように、振出人と支払人は通常取引関係をもち、相互に人名勘定を開いている。同様に買取人は受取人と密接な関係にあるのが普通である。これに対して通常は振出人と買取人との間に取引関係はなく、為替市場における両者間の手形売買は、為替仲立人（courtiers de change）を通して間接的に行なわれることが多い[19]。ここに引用した実例について言えば、当時ルー兄弟はエスカロン商会と緊密な取引関係にあるが[20]、ヴィクトル、ミシェル商会やシャナール商会との関係は認められない。それでもこの場合には振出側・引渡側の双方ともフランス商業回路に属しているが、レヴァント諸都市で振出された多くの手形は、両者が異なる民族集団の回路に属する事実を証言している。したがって振出手形と引渡手形の概念的区別は、すべての有効な分析の出発点に置かれなければならない。

上記の区別は、手形の文面作成に使用される言語の種類にも関係している。通常用いられるのは振出人と支払人の共通言語であり、これは手形のもつ書簡としての性格を考えれば当然であるが、同時に買取人や受取人の理解を考慮した場合も多く見出される。わたくしの筆写した手形の過半数はフランス語で作成されており、図表2はその一例である。その次に多いのはイタリア語の手形で、この言語が地中海周辺の商人の間で広く用いられた事実を推測させる。残りは比較的少数のオランダ語、3枚の英語、1枚のギリシア語の手形から構成される。最後のギリシア語手形はイスタンブルからリヴォルノ宛に振出され、裏書譲渡の結果としてルー商会に引渡された珍しい例である[21]。通常は振出人の署名がギリシア語で書かれる場合にも、文面はイタリア語で作成されている。しかしいずれの言語が用いられる場合にも、書式はほぼ完璧に画一化されて逐

語訳が可能であり、この分野に統一的な国際的慣習が成立していた事実をよく表現している。それにもかかわらず書式の共通部分を印刷した例は比較的稀であり、少数のオランダ宛手形を除けば、大部分が手書きで作成されている。

もっとも為替手形の書式の国際的統一は、18世紀よりもはるか以前に実現していた。為替手形の起源の問題は本稿の考察範囲を越えるが、カイロのシナゴグで発見された有名な「ゲニザ文書」の中には、10世紀以降のイスラム世界でこの技術が用いられた証拠が残っていると言われる。[22] しかし中世ヨーロッパではまず公正証書の形式で「為替契約書」（instrumentum ex causa cambii）が出現し、その最古の記録は12世紀ジェノヴァの公証人原簿の中に見出される。そして始めはこの契約の内容を通知するために発送された手紙が、おそらく14世紀の間に冗長な公正証書に取って代わり、為替手形として独立したと考えられている。[23] 以上の説明は為替手形が書簡の形式をもち、ラテン語やフランス語で「手紙」の語を含む表現（ラ cambium per litteras、仏 lettre de change）で呼ばれる事実によく合致する。ところで14世紀末にパリからジェノヴァ宛に振出された手形の実例を参照すると、[24] その書式がすでに18世紀のものとほとんど同一であることに驚かされる。両者の差異としては、見方によっては重要な次の二点を指摘できるのみである。すなわち第一に、書面冒頭の「神の御名によりて」および末尾の「神の御加護のありますように」という宗教的表現が、中世には必ず含まれるのに対して、18世紀には消滅している。第二に宛名人すなわち支払人の名と所在地が、中世には手形の裏面に記載されたのに対して、18世紀には表面の左下に記入され、手形を構成する諸要素はすべて表面に集中されるようになった。これはこの間に発達した裏書のために、裏面を白紙のままにしておく必要が生じたからである。以上の二つの変化は、他の多くの事例を参照すると、いずれも17世紀の間に進行したことがわかる。[25]

最後に、上記に翻訳した手形の文面に現われる若干の用語について、簡単な説明を加えることにしよう。まず「第三葉の為替手形」とあるのは、全く同じ内容の手形が複数存在することを示している。早くも14世紀から、振出人は紛失による事故を防ぐために、同一の為替のために三葉ないし四葉の手形を作成

し、それらに番号を付した。別々の郵便で送られたこれらの手形の一葉に対して支払が行われると、他の二葉ないし三葉は自動的に無効になる。この方法は紛失防止の他に、引受けや売却などの手続きを同時に進めるために便利であった。[26] しかしこの史料を数量的に処理しようとする歴史家は、同一の為替を三重や四重に数えないように注意を払う必要がある。事実ルー商会文書には、複数の同一手形が保存されている例がしばしば見出されるのである。

次に「一覧後31日目」とあるのは、支払人がこの手形を引受けた翌日から数えて31日目に、支払を実行すべきことを意味する。為替手形の支払期日の設定にはいくつかの形式があるが、手形呈示の日がそのまま支払日になる「一覧払」は比較的稀であり、通常は一定の期限が与えられる。そのひとつが「一覧後定期払」であり、呈示と引受けが行なわれた翌日から期限が計算される。レヴァント諸都市で振出される手形はほとんどすべて一覧後31日に指定され、この地域の為替市場の慣習になっていたことが明らかである。これに対して「日付後定期払」は手形振出の翌日から期限が計算され、これには具体的な日数が指示される場合と、単に「ユーザンス」（伊 usanza、仏 usance）払いが指定される場合とがある。ユーザンスは慣習により定められた支払期限の意味であり、フランスでは1673年の商事王令によって、イギリスと同様30日に定められた。しかし例えばスペインでは通常60日であり、国際的統一は実現されていない。なお一覧後または日付後定期払については、リヨンを除くフランスの主要都市で、10日間の支払猶予期間が認められている。以上の他に、中世のシャンパーニュ大市以来の伝統に基づく「年市払い」というのがあり、市の開催日を支払期日として指定する。特にリヨンの「四大支払期間」（公現祭、復活祭、8月、万聖節）は、手形決済市場としては18世紀にも依然として重要な役割を演じている。[27]

最後に残された要素として、「同等の価値を」買取人から「現金にて受領」という文言は、手形振出の理由を明示している。商取引の裏付けのない手形を排除するために、この明示は1673年の商事王令によって義務付けられた。「同等の価値を商品にて受領」というのが商業手形の基本的理由であるが、18世紀

後半にルー商会の営業が商品取引から貨幣取引と為替裁定取引に重点を移した結果、この理由は減少し、代わって「現金にて受領」が支配的な理由になった。[28] 翻訳した例に見られる「現金」とはオーストリアのターレル銀貨を意味し、この銀貨をマルセイユからイズミルに送ったのはルー商会自身である。エスカロン商会は受取った銀貨でヨーロッパ宛の為替手形を買取り、それをルー商会に送付する。シャナール商会宛の手形はその一例に過ぎない。この他に「同等の価値を勘定に記入」は振出人が彼の債権者に対して手形を引渡す場合などに用いられ、「同等の価値をわたくし自身が供給」は振出人が彼の債務者に対して手形を振出し、取引先を通じて債権を回収する場合に用いられる。[29] 要するに為替手形を構成する文言は、すべて重要な法的意味を担っており、無用な言葉はひとつも含まれていない。この簡潔で力強い指示により、為替手形は商人＝銀行業者の完璧な道具になったのである。

Ⅲ．裏書と割引

為替手形はその振出しの目的と当事者の立場によって異なる機能をもつが、それらの機能は相互に密接に関連する次の四つに大別することができる。すなわちまず第一に、それは支払手段として、商取引の代金決済に用いられ、第二に送金手段として、現金輸送を伴わずに、市場から市場へと貨幣を移転させるために利用される。そして第三に、手形振出日と支払日との間に多かれ少なかれ時間の隔たりが存在するために、為替手形は信用手段として債権・債務関係の創出を伴う。ド・ルーヴァは当時の交通・通信手段の未発達がこの時間的隔たりを必然化し、為替手形に信用創出機能を与えたと説明しているが、[30] おそらくこれは充分な説明ではない。確かに市場間の距離とユーザンスとの間には一定の関係があり、中世と近世の為替相場がユーザンス付手形を基準に建てられたことは事実である。[31] しかし支払期限が通信所要時間にのみ由来するのであれば、それは単なる一覧払の支払証券、すなわち小切手と変わらないことになる。為替手形がとりわけ商業金融の手段として、遠隔地商業の発達に結びついて普及した事実を想起するならば、むしろ商人間の掛売・掛買の習慣または必要性

が、信用創出の根拠にあると考えるべきだろう。電信為替の普及した今日でも、支払期限付為替手形は貿易代金決済に広く用いられている。

最後に第四の機能として、商人＝銀行業者は為替手形を利殖の手段に用いる。その方法のひとつはいわゆる裁定取引であり、複数の市場間に生じた為替相場の差異を考慮して手形の売買をおこない、そこから利益を引き出そうとする。この裁定取引はすでに中世末期から広く実行されていたが[32]、17世紀以降の裏書の普及によって一層自由自在に展開されるようになった。ルー商会文書が証言する無数の裁定取引は、ヨーロッパと地中海沿岸各地の為替市場を結びつける緊密なネットワークを築き上げている[33]。もうひとつは為替手形を貨幣貸付の道具として利用する方法であり、裁定取引が空間の隔たりから利益を引き出すのに対して、こちらは時間の隔たりから事実上の利子を取得する。ところで神の創造された時間を金に変える行為こそは、スコラ神学者が非難し、カトリック教会法が禁止した「徴利」に他ならない。そこで教会法の追及を免れるために、事実上の徴利を為替の外観の下に隠す技術が生まれることになる。この技術は中世後期から17世紀にかけて発達し、「為替と戻り為替」（伊 cambio e ricambio、仏 change et rechange)、「乾燥為替」（伊 cambio secco、仏 change sec)、「戻し付為替」（伊 cambio con la ricorsa）などの名で呼ばれたが、その基本的原理は同一である。すなわちそれは最初の手形の振出人が第二の手形の支払人になり、最初の買取人が第二の受取人になるように往復為替を組み立て、一定時間の経過後に前者が後者に元利合計に相当する金額を返済することにある。この場合に最初の手形の支払人が、形式上引受けまたは支払を拒絶し、受取人が拒絶証書を作成した上で戻り手形を振出すか、それとも最初の手形の文面に「あなた自身にお支払いください」という表現で支払人自身を受取人に指定するかで、外見上の区別が生じるのである[34]。これらの技術は宗教的禁圧の下での貨幣貸付の実態を知るために興味深い要素ではあるが、しかし密貿易の技術と同様に、それ自体が合理的な進歩や革新を意味しているわけではない。17世紀以降に実現された主要な制度上・技術上の進歩は為替手形の裏書と割引であり、手形割引が利子の計算を公然化することによって、「乾

燥為替」や「戻し付為替」は事実上その存在理由を失ったのである。それゆえ18世紀における為替手形の経済的機能を理解するためには、この裏書と割引の問題について考察することが必要不可欠になる。

まず「裏書」（伊 girata sul titolo、仏 endossement、英 endorsement）の意味と形式とを、実例に即して見ることにしよう。図表4は、裏書のある手形の一例を複写したものである。図の上半分が表面、下半分が裏面であり、両者は左右に反転した関係になっている。裏書は裏面の左辺を上にした縦長の状態で記入されており、これはなるべく多くの裏書を記入できるようにするための習慣である。ここには2つの裏書が認められるが、マルセル・クルデュリエの研究によれば、1789年にルー商会宛に振出された手形の約39%には3つ以上

図表4：裏書のある為替手形の一例（A.C.C.M., L.IX 71）

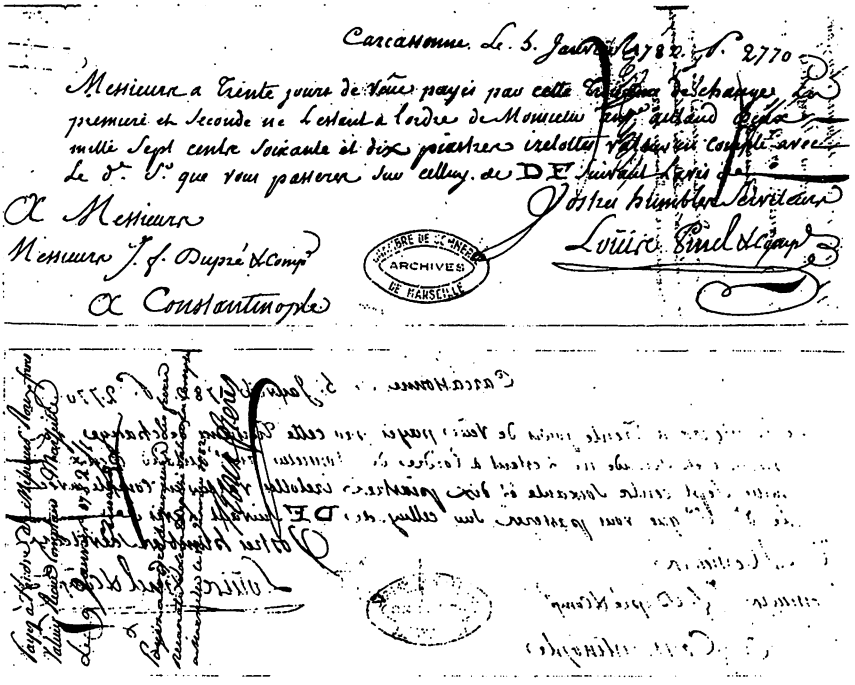

の裏書があり、最高7つの裏書が数えられる[35]。なおこの例のように左辺を上にして記入するのが一般的であるが、反対に右辺を上にした例も少なからず見出され、この点について厳格な規則はない。さてこの手形の本文と裏書を翻訳すれば次のとおりである。

（本文）「カルカソンヌ、1782年1月5日、2770ピアストル第一葉と第二葉が支払われない場合、この第三葉の為替手形により、一覧後30日目に、アントワーヌ・アイヨ様の指図人に対して、2770ピアストル・イズロットをお支払いください。同等の価値を同上様の勘定に記入しました。わたくし共の通知にしたがって、この支払金額を勘定口座ＤＦに御記入ください。

あなたの卑賤なる僕

（署名）ルイ・ピネル社

イスタンブル、Ｊ．Ｆ．デュプレ商会様」

（裏書1）「ルー兄弟様の指図人にお支払いください。同等の価値を現金にて受領。マルセイユ、1782年1月9日　（署名）アイヨ」

（裏書2）「レカナーティ兄弟とレオン・テデスキ様の指図人にお支払いください。同等の価値を勘定に記入。

マルセイユ、1782年1月12日　（署名）ルー兄弟」

これは図表2の例とは反対に、フランスからレヴァント宛に振出された比較的少ない手形の一例であるが、以上の一連の記述内容を理解するためには、いくつかの註釈を加える必要があるだろう。まず振出人のピネル社はカルカソンヌの製造業者であり、この都市はレヴァント向け輸出用毛織物製造の中心地であった。したがってこの手形振出のひとつの目的は、イスタンブルのデュプレ商会に対する輸出代金の回収であったと考えられる。ところで受取人のアイヨはマルセイユの商人であり、彼自身がこの手形を支払人に呈示することができないのは明らかである。つまりこの手形は、最初から裏書譲渡を前提にして振出されているのである。事実アイヨは、裏書1の示すように、受取った手形を直ちにルー兄弟に譲渡している。被裏書人または譲受人に指定されたルー兄弟は、この手形を「現金で」買取ったことになっているが、実際には別の手形を

引渡したと考えられる。次にルー兄弟は、裏書2の示すように、取引先のレカナーティ兄弟とテデスキを新たに譲受人に指定している。レカナーティとテデスキはリヴォルノのユダヤ商人であり、彼らが第三の裏書によってイスタンブルの取引先を最終譲受人に指定したことは疑いがない。ただし残念ながら、それをルー商会文書によって確認することはできない。この場合ルー兄弟は自ら裏書した手形の第三葉を記録のために保存し、おそらく第一葉と第二葉とをリヴォルノに送ったのであり、その後の成り行きは残された手形には記されていないのである。それゆえ裏書の連鎖を最後まで追跡できるのは、ルー商会を支払人として振出された手形に限られる。ともあれこの実例は、一連の裏書譲渡のおかげで、ピネル社がマルセイユの債務をイスタンブルの債権で相殺できたことを示している（図表5）。このように裏書制度は為替手形を譲渡可能な証

図表5：上記手形の組立・流通図

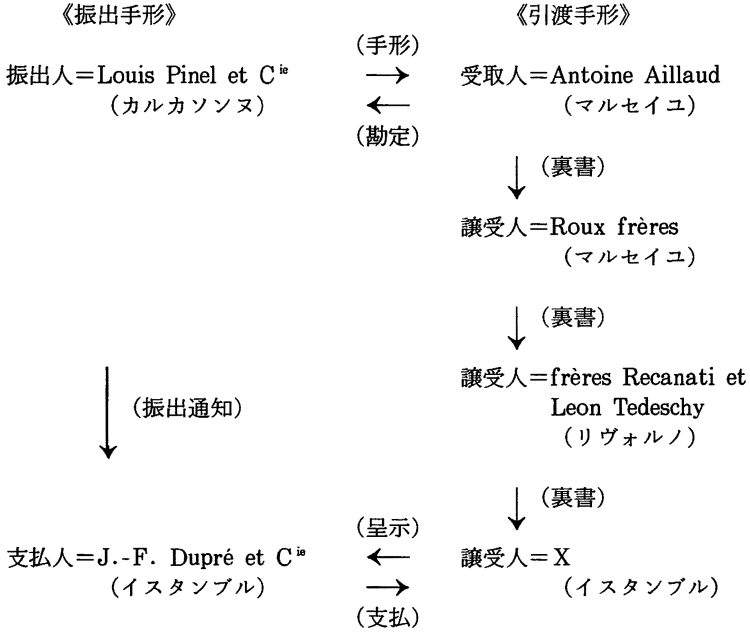

券に変え、当初の為替契約の枠組から解放することによって、流通性の高い一種の信用貨幣の役割を与えたのである。

ここでひとつの形式上の問題を指摘しておく必要がある。ド・ルーヴァも論じているように、法的観点から見た裏書制度の成立条件は、支払が実行されなかった場合の権利と責任の明確化にある。中世為替契約の伝統に従えば、この場合に振出人に対する返還請求の権利をもつのは買取人であり、受取人または所持人は直接の請求権をもたなかった。この条件下では譲受人の請求権は保証されないので、手形の譲渡可能性は大きく制約される。それゆえ17世紀の間に譲受人または所持人の求償権が認められ、手形に署名したすべての当事者、すなわち振出人と裏書人の全員が最終譲受人に対して連帯責任を負う制度が成立した時に、裏書制度の普及のための法的条件が整備されたのである。そして以上の変化が進行し、裏書の可能性を示唆する「指図人に対してお支払いください」の文言が一般化するにつれて、買取人は求償権をもつ人物としての意味を失い、その結果やがて為替手形の文面から消え去ることになる。[36] ただしド・ルーヴァはドイツの法制史・経済史研究者の著作に依拠しながら、この過程が17世紀後半から始まり、18世紀には買取人についての記載がほぼ消滅したと考えているが、これはルー商会文書が証言する事実に反する。確かにここに翻訳した例では、買取人は受取人アイヨ自身であるが、最初に引用した例では買取人エスカロンと受取人ルー兄弟とは明確に区別されており、それは後に裏書が行なわれるか否かの問題とは無関係である。事実わたくしが筆写した手形の中で223枚（全体の53%）が、受取人とは異なる買取人の名を明記している。それは18世紀の商人＝銀行業者が、依然として中世以来の伝統の中に生きていることを示す小さな証拠であり、「与える人」すなわち買取人が完全に消滅するのは19世紀の出来事に過ぎない。[37]

裏書の起源は、為替手形そのものの起源と同様に、正確に知ることが困難であると言われている。再びド・ルーヴァに従えば、手形譲渡の最古の実例は14世紀末のトスカーナとヴェネツィアに見出され、続く2世紀間についても若干の事例が発見されているが、それらは数量的に見れば全くの例外に過ぎない。

裏書が急速に普及し始めるのは1600年前後からであり、フィレンツェ国立文書館やアントウェルペン市文書館にはこの時期の豊富な実例が保存されている。また初期の譲渡証文は手形の裏面ではなく、表面下の余白に記入されるか、または付箋に記入してピンで留められるのが普通であった。手形の裏面に記入する習慣が確立するのは17世紀末以降に過ぎない[38]。ド・ルーヴァは史料収集の不足を理由に、多くの点について結論を保留しているが、ベルギーの経済史家ファン・デル・ウェーは考察を一歩先に進めて、ヨーロッパ金融技術革新の「二つの道」について斬新な仮説を提示している。すなわちそのひとつはイタリア伝統技術改良の道であり、これはジュネーヴ、リヨン、カスティーリャ、ジェノヴァ（ピアチェンツァ）の諸年市と、16世紀末イタリア諸都市における公立振替銀行の再建とを経て、1609年のアムステルダム銀行創設に到達する。手形交換と口座振替とを併用する国際的決済制度の確立が、その技術改良の内容である。これに対して、もうひとつの道はアントウェルペンとロンドンを結ぶ真に革新的な道であり、為替手形の裏書と割引という近代的技術を誕生させた。ファン・デル・ウェーの見解によれば、アントウェルペンでこのような技術革新が可能になった前提は、この市場で広汎に用いられた「債務証書」（英 bill of debt、仏 cédule obligatoire）に関わる慣習であった。約束手形の原型になり、イギリス商人やハンザ商人が好んで用いたこの証書は、16世紀には「振当」（assignation）による譲渡が可能になり、事実上の持参人払証券として流通したが、これに伴って振当制度の法的原則が定められ、譲渡人の譲受人に対する連帯責任が明記されるようになった。この慣習を基礎にして、やがて為替手形の裏書が導入されるのである。同様に近代的割引制度は、流通性が高く、しかも一般に為替手形よりも長期の信用を与える債務証書の分野で始まり、それが後に為替手形にも適用されたと考えられる[39]。以上に要約したファン・デル・ウェーの見解は、なお論証の余地を残すひとつの仮説であり、特に裏書と割引の制度が債務証書から為替手形へと容易に転移し得たか否かは微妙な問題であろう。しかしそれらの問題はとりあえず検討を保留し、次に割引について基本的な問題を考察することにしよう。

為替手形と約束手形の「割引」（伊 sconto、仏 escompte、英 discount）制度の歴史的重要性は、二つの観点から認識することができる。第一に割引は今日の銀行の与信業務を代表する一部門であり、この部門の有無が「伝統的」銀行業と「近代的」銀行とを区別する重要な指標と考えられている。第二にそれは割引料の形で公然と利子を取得する行為であり、したがって教会法による「徴利」の禁止に正面から対立している。この観点から見れば、割引制度の成立過程は中世以来の「徴利」問題の最終局面であり、教会と商人、霊魂の救済と地上の富を対立させる闘争の終幕である。なぜならば教会法の圧力の下で、利子は長い間為替の中に含めて考慮され、前者は後者の背後に隠されていた。しかし割引制度の形成とともに利子は独立した計算対象になり、為替相場と金利とが概念的に分離されるにつれて、銀行業務の重心が為替から信用に移行するのである。

史料の問題について言えば、割引は裏書とは異なって、為替手形そのものの上に形跡を残さない。今日では多くの場合に、裏書譲渡の目的は割引を受けることにあり、譲受人になるのは銀行であるが、18世紀には商人と銀行とが完全に分離していないので、裏書と割引との関係はそれほど単純ではない。上記の実例を再び取り上げると、受取人アイヨがマルセイユ市内でルー兄弟に手形を裏書譲渡した時には、前者が商人、後者が銀行の役割を演じている。ただしそれが割引業務を伴ったか否かについては、関連する別の書類、特に帳簿を参照しなければならないであろう。ところでルー商会の帳簿は、廃品回収業者の粉砕機の中で永遠に失われた。炯眼の事情通も、ルー商会の経営の実態を証言すべき基本的書類を救い出すことに失敗したのである。したがって現状では、この例について正確な事実を知ることはできない。しかしルー商会文書に含まれる厖大な量の書簡は、しばしば手形割引についての貴重な証言を含み、また初代ルー商会経営者の母方の伯父に当たるブリュニ兄弟（図表１）の残した帳簿と書簡は、さらに古い時代についての情報を与えてくれる。[40] マルセイユ商業史の研究に生涯を捧げたシャルル・カリエールは、これらの史料を駆使して18世紀における割引の実態をみごとに論証した。[41] そこで以下では、主としてこのカ

リエールの研究成果に依拠して問題を考察するが、そのためにはまず彼の論文が批判の対象にしているド・ルーヴァ学説の要約から始めなければならない。

ド・ルーヴァは割引制度の生成と発達に関して、次のような見解を提示した。彼はまず割引の伝統的形態と近代的形態との区別を強調する。すなわち前者は、債務者が支払期日前に債務を弁済した場合に認められる割引であり、これはすでに中世イタリアで実行されていた。これに対して後者は、債権者である手形の受取人または所持人が、現金を得るために手形を売却する場合に受けいれる割引であり、買取人である銀行業者は、買取日と支払期日との間の利息を割引料として手形額面から差し引く。この後者の意味での割引は、17世紀初頭以後のイギリスで最初に発達し、ロンドンの金銀細工商（goldsmiths）による「内国為替手形」（inland bills）の割引の形で始まって、1694年に割引・発券銀行としてのイングランド銀行が創設されると同時に一般化したのである。これに対して大陸諸国では割引は長い間実践されず、ようやく18世紀末に、イギリスの先例にならった割引・発券銀行の創設と共に導入された。1776年にフランスで「割引金庫」（Caisse d'Escompte)、1782年にスペインで「サン・カルロス国立銀行」（Banco Nacional de San Carlos）が設立されたのが代表例である。大陸諸国での割引の普及が、イギリスに比べて1世紀以上も遅れた主要な原因は、カトリック教会法による徴利の禁止である。民間の商人＝銀行業者はこの禁止に配慮して、割引業務には手を触れなかった。これに対してプロテスタント国家イギリスでは、早くから法律により利子徴収が認められていたので、割引の普及は障害なく実現され、近代的銀行制度が創出されたのである。[42]

以上に要約したド・ルーヴァの見解は、主として当時の法令、商業辞典、商人手引書などの間接的史料に依拠しているが、カリエールはルー商会文書とブリュニ文書という直接的史料に基づいて、ド・ルーヴァ学説に対するひとつの根本的批判を提出する。「史料をして語らせる」厳密な分析から導かれた結論は次のとおりである。すなわちド・ルーヴァの見解に反して、為替手形と約束手形の割引は、遅くとも17世紀末以来フランスと大陸諸国で広汎に実践されて

いた。それは公立割引銀行創設とは無関係に、民間の商人＝銀行業者の間に普及していたのである。彼らが利子を為替の背後に隠したというのは真実でない。多数の書簡や帳簿が証言するように、彼らは為替相場と割引料とを明快に区別して計算している。一例を挙げれば、1736年２月にバイヨンヌのバロ父子商会は、マルセイユ払いの為替手形をルー商会に送付し、「年利５％ないしそれ以下で割引」した上で、マドリード払いの手形を返送してほしいと依頼している。ルー商会は依頼に応じて割引を実行したが、この取引の決済表を見ると、マドリード宛手形の為替相場は１ピストル＝15リーヴル４ソルで、割引料は年利５％で、手数料は１％でそれぞれ独立に計算されており、為替と割引とのいかなる混同も見出されない。同様の実例は1699年まで遡ることができる。それゆえこの時代には、教会法による徴利禁止は事実上もはや効力をもたず、ド・ルーヴァによるカトリック諸国とプロテスタント諸国の区別は現実的でない。そもそも商人＝銀行業者の取引網はひとつの国際的共同体を形成しており、一方が行なう業務を他方が拒否することは困難だからである。

以上の議論を支える根拠としてカリエールが提示する史料は充分な説得力をもち、反論の余地を残さない。大陸諸国での割引の普及に関するド・ルーヴァ学説は根本的に修正された。それはこの技術の導入された推定時期が、約１世紀早められたばかりではない。むしろ重要な点は、新技術導入の推進主体をめぐる考え方が大きく転換されたことにある。ド・ルーヴァの見解によれば、イギリスでは民間の金銀細工商の間から言わば「自生的に」割引銀行が形成され、イングランド銀行創設を準備したが、大陸では公立振替銀行と民間銀行業者のいずれも伝統的な営業の枠内に留まり、したがって銀行制度の改革は、国家財政に密着した割引銀行創設によって「上から」導入されたのである。しかしカリエールの証明した事実は、ヨーロッパ貨幣市場の構造変化が、商人＝銀行業者の日常的な営みの内部で広く深く進行していたことを示している。そしてもし事態がそうであるならば、割引の発生と普及に関してイギリスに特権的地位を与える従来の歴史観にも、再検討の余地があることになるだろう。カリエールも指摘するように、そもそもド・ルーヴァによる「伝統的」割引と「近代的」

割引の区別自体が、いささか人為的で「スコラ的」なものであった。ド・ルーヴァは前者に債務者、後者に債権者の主語を当てて外見上異なる定義を与えているが、この「債務者」つまり支払人が銀行業者であれば区別は無意味である。そしてもし（ファン・デル・ウェーのように）両者の差異が、支払人以外の第三者に手形を売却することにあると主張するならば、それは裏書制度と割引制度とを混同することになるだろう。裏書譲渡のほとんど行なわれない中世イタリアで、第三者による割引がなされないのは当然である[43]。それゆえ割引の「伝統的」および「近代的」形態の区別は、少なくとも相対化される必要があり、前者から後者への自然な移行と成熟の可能性が考慮されねばならない。以上の観点から見ると、先ほど紹介したファン・デル・ウェーの学説は、ヨーロッパ金融技術進歩の系譜としてイタリア＝アムステルダムとアントウェルペン＝ロンドンとの二つの道を峻別したが、その際に彼は前者の伝統性と後者の革新性との対比を誇張していたかも知れない。彼は16世紀末のイタリアで為替手形の裏書が普及しつつあった事実を認めながら、それが法律上の禁止によって阻止されたと主張するが、彼が依拠するド・ルーヴァ自身は、イタリアにおける法律と慣習の多様性のゆえに、一般的な結論を保留しているのである[44]。近代的諸制度がイギリスで形成・確立されたという「常識」をすべて否定する必要はないが、商人＝銀行業者の国際的共同体の内部における均衡と連帯、相互依存と相互浸透についての洞察が不可欠であろう。このような問題を提起しただけでも、「マルセイユ学派」とルー商会文書の貢献は決して小さくないのである。

結論

為替手形の構成と技術上の発達をめぐる諸問題については、本論の中で可能なかぎり論じてきた。残された課題は、以上の考察から派生する若干の一般的問題を、より広い歴史的文脈の中で考察しようと試みることにある。

まず第一に、為替手形に関する慣習や制度が暗示する18世紀の商人＝銀行業者の肖像は、会計帳簿から商業書簡に至るすべての実務書類が完全な色彩を与えるように、知的で合理的な計算に基づき、信用を重んじる堅実な実業家の姿

である。そのような人物の署名した手形はヨーロッパ全域の市場に流通し、自由に裏書され割引を受けることができる。また一定の利率に基づく割引業務は、投機的要素のほとんどない規則的な営みである。事実彼らが日常の取引から取得する利益は、着実であると同程度に地味で控えめなものであった。ルー商会が18世紀前半に実行した手形割引の割引料率は年５～６％、すなわちユーザンスにつき１／２％に過ぎず、また同時期に行なった為替裁定取引の利益率は、手形のみの売買では１／２～１％、貴金属貨幣と手形を組合わせた売買でも３％程度であり、年率５～13％を超えることがない[45]。したがって彼らの人物像は、例えば大塚久雄氏の考えるような、「商略と欺瞞」を用いて法外な利潤を追求する非道徳的な「前期的資本家」のそれとは大きくかけ離れており、また合理的計算を無視して偶然の利益と損失に身を委ねる冒険的投機家のそれとも異なっている。スイスの歴史家エルベール・リュティは18世紀フランスの「プロテスタント銀行」について洞察に富む学位論文を著したが、少なくともこの点に関しては公平な認識を欠いていた。彼の考えでは、18世紀末でさえも大陸の銀行業者たちは体系的な利息計算の方法を知らず、「作男と同程度に」数学に無知であった。それゆえ利子の観念が明確になるのは、テュルゴらの改革者によってイギリスの割引銀行制度が導入された後のことに過ぎないのである[46]。この見解はおそらくパリの銀行業者の一部には正確に当てはまるが、マルセイユやリヨンの商人＝銀行業者には妥当しない。リュティは「財務取扱業」（finance）と「銀行業」（banque）との古典的な区別を提示し、前者は国王財政に現金の形態で資金を融通し、後者は国際商業金融のために為替手形を取引する職業と定義した[47]。ところでカリエールも指摘するように、あらゆる形式の公債が売買されるパリの証券市場に群がる投機的「銀行業者」たちは、一般に商業活動には無関係であり、むしろ「財務取扱人」（financiers）に限りなく近い類型を示し、その意味では例外的な存在に過ぎないのである[48]。

第二の問題は、「徴利」をめぐる宗教と経済の関係である。割引に関するカリエールの研究は、18世紀には教会法が商人の実務の上に何らの影響をも及ぼしていない事実を示した。ただしそれは教会が譲歩や妥協を行なったことを意

味しない。1745年に教皇ベネディクトゥス14世の教勅は徴利禁止の古規定を再確認し、同様に1777年のパリ高等法院裁決は徴利禁止を宣言した。徴利問題は「啓蒙の世紀」の大論争の対象になり、モンテスキュやヴォルテールなどの著名な思想家も加わって、フランスだけで合計200冊以上の著作が出版された。[49] それにもかかわらず、クルデュリエがマルセイユの公共諸機関の債務問題について確認したように、利子と良心との相克は事実上存在しなかったのである。[50] ジャック・ル・ゴフは12世紀末の「煉獄の誕生」が、高利貸の良心にもたらした解放的効果を強調したが、[51] それで問題がすべて解決したわけではないことは、中世銀行業の一般的性格と為替技術の奇形的発達に関するド・ルーヴァの諸研究が証明するとおりである。したがって教会法による禁止が実際上の効力を失うのは、おそらく「乾燥為替」や「戻し付為替」の時代が終焉し、イギリスと大陸諸国で手形割引が開始する17世紀の間であったと推定される。まさしく同じ時期に、為替手形の文面から「神の御加護のありますように」という宗教的表現が消滅することを考慮すれば、商人＝銀行業者の国際的社会では、ミシェル・ヴォヴェルの研究したプロヴァンス社会よりも約1世紀早く「非キリスト教化」が進行したことになるだろう。[52] あるいはむしろ為替手形と遺言書の間、生と死との間に百年の隔たりがあると考えるべきかもしれない。しかしこのような推論に多少とも確実な根拠を与えるためには、17世紀の商人文書に基づく別個の研究が必要になるだろう。最後に徴利問題とプロテスタンティズムとの関係について言えば、R・H・トーニーがカルヴァンの徴利論の中に、興隆しつつある商業ブルジョワジーの社会道徳を見出したとしても、[53] リュティの解釈にしたがえば、その本質は神学の内在的批判にあり、特定の社会・経済思想を表明したものではない。[54] 手形割引の導入に対する宗教的・社会的抵抗の観点から見て、プロテスタント諸国とカトリック諸国との間に本質的な差異が存在したか否かを考えるためには、理念と現実との必然的な乖離に加えて、大黒俊二氏の言うように、霊魂の救済と経済的要求との間を揺れ動く商人たちの「広大な心性の領域」を考慮しなければならないであろう。[55] キリスト教と資本主義、それはほとんどヨーロッパ文明の全体を論じることに等しい。

ド・ルーヴァの名著『為替手形の発達』に寄せた序文の中で、フェルナン・ブローデルは歴史研究に「専門技術者の時代」が訪れたことに対する希望と危惧の念を表明した。すなわち厳密な専門知識がなければ真の問題に光を投げかけ、歴史認識を進歩させることはできないが、複雑化する専門研究の結果として歴史記述の綜合が困難になる危険を恐れたのである[56]。確かに為替手形の歴史はその危険を含む代表的な事例であろう。本稿は専門研究の可能性と危険性との間の緊張を、わたくしなりに解決しようと努力した結果の産物である。

《註》

1）彼のこの分野での綜合は、Raymond de Roover, *L'évolution de la lettre de change, XIVe-XVIIIe siècles*, Paris, 1953; *id.*, "New Interpretations of the History of Banking", *Journal of World History*, II, 1954, p. 38-76; *id.*, "Le marché monétaire au Moyen Age et au début des temps modernes. Problèmes et méthodes", *Revue historique*, n° 495, 1970, p. 5-40, に見出される。なお彼の業績全体の評価については、Henri Lapeyre, "L'oeuvre de Raymond de Roover", *Revue d'histoire économique et sociale*, vol. 53, n° 2-3, 1975, p. 413-424.

2）この徴利禁止によって生じた商人や高利貸の霊魂の問題については、ル・ゴフの興味深い書物を参照。Jacques Le Goff, *La bourse et la vie. Economie et religion au Moyen Age*, Paris, 1986（渡辺香根夫訳『中世の高利貸』法政大学出版）。

3）Henri Lapeyre, *Une famille de marchands: les Ruiz*, Paris, 1955, p. 262-264, 280-281; *id.*, art. cit., p. 420. これらの事実から、徳永正二郎『為替と信用 — 国際決済制度の史的展開 —』（新評論、1976年）、112-116ページは両者の「癒着」を（やや一面的に）強調している。

4）François Hincker, *Expériences bancaires sous l'Ancien Régime*, Paris, 1974, Document 8, p. 30-38.

5) ヨーロッパ銀行史の綜合的叙述としては、Herman Van der Wee (dir.), *La banque en Occident*, Anvers, 1991が最新のすぐれた著作である。

6) Jacques Savary des Bruslons, *Dictionnaire universel de commerce*, 3 tomes, Paris, 1723-1730; nouv. éd., 1748, t.I, p. 821; t.II, p. 194.

7) Henri Lévy-Bruhl, *Histoire de la lettre de change en France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 1933.

8) André-Emile Sayous, "Les changes de l'Espagne sur l'Amérique au XVIe siècle", *Revue d'économie politique*, t. XLI, 1927, p. 1417-1443 など多くの論文がある。

9) 為替手形の歴史についての研究史は、De Roover, *L'évolution de la lettre de change (op.cit.)*, Introduction, p. 11-17に詳しい。

10) Henri Lapeyre, *Une famille de marchands (op.cit.)*, p.275-335.

11) 代表作として次の共著のみを掲げる。Charles Carrière, Marcel Courdurié, Michel Gutsatz et René Squarzoni, *Banque et capitalisme commercial. La lettre de change au XVIIIe siècle*, Marseille, 1976.

12) Ch. Carrière, "Escomptait-on les lettres de change au XVIIIe siècle?", in: *Banque et capitalisme commercial (op.cit.)*, p. 31, n. 30 et 31; Ferréol Rebuffat, *Chambre de Commerce et d'Industrie de Marseille. Répertoire numérique des archives*, t. II, Marseille, 1965, p. 89-149.

13) Archives de la Chambre de Commerce de Marseille (A.C.C.M. と略記), série L.IX 69-72. 以下では特別に註記のない限り、史料としての為替手形の実例はすべてここから抽出される。

14) Lapeyre, *op.cit.*, *loc.cit.*; Jean Cavignac, *Jean Pellet, commerçant de gros (1694-1772)*, Paris, 1967, p. 105-132; Richard Gascon,

Grand commerce et vie urbaine au XVIe siècle. Lyon et ses marchands, 2 tomes, Paris, 1971, t.I, p. 263-266.

15) *Guide du commerçant en gros et en détail*, Paris, 1812, p. 98.

16) この問題について深い洞察を与えたのはカリエールの学位論文である。Ch.Carrière, *Négociants marseillais au XVIIIe siècle*, 2 tomes, Marseille, 1973, t.II, p. 847-848, 875 sq.

17) 例えばサヴァリ『商業辞典』でも一定の名称は用いられず、各人物は文章によって定義されているので、説明文はひどく煩雑になっている。Cf. Savary des Bruslons, *Dictionnaire universel de commerce*, t. III, p. 67-71.

17bis) De Roover, *op.cit.*, p. 117; Lapeyre, *op.cit.*, p. 276. レヴィ＝ブリュルはこの「取る人」を買取人であると誤解して説明し、その後の研究者に混乱を招いた。Lévy-Bruhl, *op.cit.*, p.17-18, 21; J. Cavignac, *op.cit.*, p. 105-106.

18) Savary des Bruslons, *op.cit.*, t. III, p. 481.

19) De Roover, *op.cit.*, p. 50, 85. 為替仲立人についての本格的な研究は少ない。マルセイユの場合については、Gaston Rambert, *Histoire du commerce de Marseille*, t. IV, Paris, 1954, p. 542-544, 620-662; François-Xavier Emmanuelli, *La crise marseillaise de 1774 et la chute des courtiers*, Paris, 1979, p. 27-62.

20) A.C.C.M., L.IX 734, correspondance d'Escalon et C^ie(1789-1790).

21) 1780年2月19日付。この手形の読解は、九州大学文学部の谷隆一郎氏と慶応大学言語文化研究所の西村太良氏にお願いした。ここで両氏にお礼を申し上げる。

22) Fernand Braudel, *Civilisation matérielle, économie et capitalisme, XVe-XVIIIe siècle*, 3 tomes, Paris, 1979, t. I, p. 415.

23) De Roover, *op. cit.*, p. 23-42; Lapeyre, *op. cit.*, p. 278.

24) De Roover, "Le marché monétaire au Moyen Age et au début des

temps modernes" (art. cit.), p. 8.

25) *Id.*, *L'évolution de la lettre de change (op. cit.)*, Pièces justificatives, p. 149-157; Lévy-Bruhl, *op. cit.*, p. 34-35.

26) Lévy-Bruhl, p. 57-58.

27) *Ibid.*, p. 63-68, 177-193; Pierre Giraudeau, *Le flambeau des comptoirs*, Marseille, 1764, p. 183-184, 188-203.

28) Marcel Courdurié, "La circulation de la lettre de change au XVIIIe siècle", in: *Banque et capitalisme commercial*, p. 52-53.

29) Lévy-Bruhl, p. 83-91; Giraudeau, *op. cit.*, p. 180.

30) De Roover, "Le marché monétaire" (art. cit.), p. 7.

31) *Ibid.*, p. 19-20. 大黒俊二「為替手形の『発達』」（シリーズ『世界史への問い』第3巻、岩波書店、1990年)、118-123ページは商業郵便とユーザンスとの関係について興味深い考察を行なっている。

32) De Roover, *L'évolution de la lettre de change*, p. 59-60.

33) Courdurié, art. cit., p. 62-66; René Squarzoni, "L'arbitrage et les négociants banquiers, 1726-1735", in: *Banque et capitalisme commercial*, p. 107-139.

34) この他に手形振出を省略した「架空為替」(change fictif) と呼ばれる方法もある。以上については De Roover, *op. cit.*, p. 29-30, 32-34, 72-73, 80; Lapeyre, *op. cit.*, p. 249, 320-325. 大黒、前掲論文、123-131ページ。

35) Courdurié, art. cit., p. 69-70.

36) De Roover, *op. cit.*, p. 83-94, 115-118.

37) 例えば1863年に第2版が刊行された『商業・航海辞典』では、買取人が完全に姿を消し、振出人・支払人・受取人の名称が確立して、この三者による手形の構成が一般化されている。*Dictionnaire universel théorique et pratique du commerce et de la navigation*, 2e éd., 2 tomes, Paris, 1863, t. I, p. 1052-1063.

38) De Roover, *op. cit.*, p. 95-114; *Id.*, art. cit., p.32-35.

39) Herman Van der Wee, "Anvers et les innovations de la technique financière aux XVIe et XVIIe siècles", *Annales, E.S.C.*, t. XXII-n° 5, 1967, p. 1067-1089; *id.*(dir.), *La banque en Occident (op. cit.)*, p. 180-195.なお邦語文献として、徳永、前掲書、148-157ページをも参照。

40) A.C.C.M., L. XV, fonds Raymond Bruny; Archives départementales de l'Isère, II E, fonds Jean-Baptiste Bruny.

41) Carrière, "Escomptait-on les lettres de change au XVIIIe siècle?", in: *Banque et capitalisme commercial (op. cit.)*, p. 21-46.

42) De Roover, *op. cit.*, p. 119-146; *id.*, "New Interpretations of the History of Banking" (art. cit.), p. 68-75.

43) De Roover, *L'évolution de la lettre de change*, p. 122; Carrière, art. cit., p. 24-25; Van der Wee, *La banque en Occident*, p. 192.

44) Van der Wee, "Anvers et les innovations de la technique financière", p. 1085; De Roover, *op. cit.*, p. 100-106.

45) Carrière, art. cit., p. 32-36; Squarzoni, art. cit., p. 130-131.

46) Herbert Lüthy, *La banque protestante en France de la Révocation de l'édit de Nantes à la Révolution*, 2 tomes, Paris, 1959-1961, t. II, p. 764.

47) *Ibid.*, p. 774-777.

48) Carrière, "Bilan. Réflexions imprudentes", in: *Banque et capitalisme commercial*, p. 150-156, 168-175; *id.*, "Hommes d'affaires protestants à Paris et à Marseille à la fin de l'Ancien Régime" in: *Cinq siècles de protestantisme à Marseille et en Provence*, Marseille, 1978, p. 73-89.

49) Braudel, *Civilisation matérielle, économie et capitalisme (op. cit.)*, t. II, p. 499; Marcel Courdurié, *La dette des collectivités*

publiques de Marseille au XVIIIe siècle, Marseille, 1974, p. 31.

50) Courdurié, *op. cit.*, p. 79-95.

51) Le Goff, *La bourse et la vie (op. cit.)*, p. 80-99.

52) Michel Vovelle, *Piété baroque et déchristianisation en Provence au XVIIIe siècle*, Paris, 1973.

53) R・H・トーニー、出口・越智訳『宗教と資本主義の興隆』（岩波書店、1956-1959年）、上巻、170-215ページ。

54) Lüthy, *op. cit.*, t. II, p. 758-772.

55) 大黒、前掲論文、115ページ。

56) De Roover, *op. cit.*, p. 7.